

経済産業省生産動態統計調査における統一基準の見直しについて

令和 7 年 4 月 3 0 日
経済産業省大臣官房調査統計グループ
鉱工業動態統計室

「経済産業省生産動態統計調査（以下『生産動態統計調査』という。）」は、我が国鉱工業の生産活動の実態を品目ベースで毎月調査し、鉱工業生産の動態を明らかにする基幹統計調査で、その調査票の数は109種類にも及んでいる。このため、一つの統計調査として統一した概念に基づく調査品目や調査事項等を設定するとともに、経済等の変化に迅速に対応した調査内容の見直し等を行うため、「経済産業省生産動態統計調査における統一基準（以下『統一基準』という。）」を作成し、これに則って調査を実施している。

他方、経済のグローバル化の進展や我が国産業構造の急速な変化により、GDPに占める鉱工業比率は2割程度まで縮小しており、生産動態統計調査の調査対象数及び調査品目数も減少の一途を辿るなか、この統一基準の内容は平成27年を最後に改正が行われていない状況である。このため、平成25年に定められた「統一基準見直しに当たっての基本的考え方」を維持しつつ、現在の鉱工業の生産活動の実態に見合った統一基準とすべく別紙のとおり青字部分について見直しを行った。

経済産業省生産動態統計調査における統一基準改定（案）

1. 調査欄及び調査項目

(1) 製品欄

①調査事項

事項については、品目別の生産活動を把握するために最低限必要な、以下の5事項を基本とするが、受注品については生産のみとするなど、調査品目の特性を考慮した調査事項とする。

- ・生産
- ・受入
- ・消費
- ・出荷
- ・在庫

②内訳項目

生産内訳、消費内訳及び出荷内訳(販売内訳)は、原則として行政ニーズ等が高いものとする。

③調査品目

調査品目については、業種や品目の特性を考慮して決められている直近の対象品目に基づいて、以下の方針で整理することとする。

なお、以下でいう「商品」は、[経済センサス-活動調査及び経済構造実態調査の調査品目分類](#)であり、「品目」は、経済産業省生産動態統計調査の品目を指している。

i 年間出荷額が100億円未満の商品は対象外とする。[\(経済センサス-活動調査及び経済構造実態調査の調査品目分類](#)と対応させることが困難な品目については、経済産業省生産動態統計調査の生産金額(生産金額の無い品目については販売金額)で評価する。)

ただし、同一工場内での消費数量が多い銑鉄、粗鋼、エチレンなどの商品(品目)は、その消費した金額を算出し年間出荷額に加える(以下同じ。)

なお、年間出荷額が100億円未満の商品であっても、他に100億円を超える類似商品がある場合や類似した複数の商品を統合して100億円を超える場合は、統合した商品を品目として採用することとする。

また、年間出荷額が100億円以上であっても急激な生産縮小が見られる商品については、品目としての統合又は削除を検討する。

ii 年間出荷額が100億円以上の商品であっても秘匿処理が必要な商品については、類似商品と統合が可能なものは品目として統合し、それ以外は品目からの削除を検討する。

iii 年間出荷額が500億円以上の商品のうち、現在、生産動態統計調査で調査されていない商品であって調査が可能なものは品目として採用する。

また、近年、生産の伸びが著しい商品、注目度が高く今後の伸びが期待される商品、あるいは行政上必要な商品等は品目として採用する。

iv 技術革新や製品の多様化等に伴い、製品の形状、大きさ、用途、製造方法等の変化に対応するため、これらの品目特性の変化に応じた品目設定、単位の見直し、定義変更、調査票間の移動等の調整を行う。

また、[産業分類](#)・[生産物分類](#)の変更に対応した見直しも行うこととする。

(2) 原材料欄

原材料欄については、**リサイクルの把握**及び政策上特段の必要性が認められる品目について調査する。

(3) 労務欄

「従事者数」については、調査対象を確定するため**調査する**。また、**部門区分については、行政ニーズ等が高いものとする**。

(4) 生産能力・設備欄

生産能力・設備については、**鉱工業指数のうち生産能力指数及び稼働率指数を作成するために必要なもの及び政策上特段の必要性が認められるものとする**。

2. 対象範囲

調査対象の範囲を検討する際には、記入者負担の軽減や業種内における代表性等を考慮するものとする。また、生産量の大部分が一部事業所・企業によって占められている業種など、調査効率化の観点で、現行の調査対象の範囲に改善の必要性が生じた業種については、調査対象の範囲を見直すこととする。

なお、業種内における代表性を検討する際には、当該業種全体の生産動向を適切に捉えることを前提に、生産量、金額、従事者数等について総合的に勘案するものとする。

3. 調査票

調査票については、調査事務の効率化、報告者の記入負担の軽減等を図るため、調査品目の少ない調査票、**調査品目または調査項目**が類似している等の場合に調査票の再編・統廃合を行う。

また、動向把握の必要性が低くなった調査票（特に鉱工業指数に採用されている品目の無い調査票）については、廃止を検討する。

4. 調査組織

調査業務の効率化の観点から、調査組織の見直しを行う。